

| | |
|--------|---|
| 議案第28号 | 三田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 管財契約課 | 市営駐車場の移転及び自動ゲート等を整備することに伴い、管理運営等を見直し、利用者の利便性の向上等を図るため、入出庫時間の拡大と料金体系の見直しを行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。 |
| 内 容 | <p>【関係法令】 駐車場法</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 駐車場の位置の変更 (第2条) ≪現行≫三輪二丁目710番地 ≪改正案≫三輪二丁目648番1</p> <p>(2) 供用時間 (第4条) 午前0時から午後12時まで。出庫時間の制限解除</p> <p>(3) 料金体系 (別表)</p> <p>ア 月～金曜日(休日を除く。)</p> <p> (ア) 8時～18時 60分無料、以降30分ごとに150円</p> <p> (イ) 18時～翌8時 30分150円、最大料金1,000円</p> <p>イ 土、日、祝日</p> <p> ・ 8時～翌8時 30分150円、最大料金1,000円</p> <p>【施行期日】 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日</p> <p>【免除規定】</p> <p> ①障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている者とその介護者</p> <p> ②緊急自動車を駐車させるとき</p> <p> ③官公署が業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき</p> <p> ④その他市長が必要と認めるとき</p> |